



広島県報

定期
第32号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

指定調査員養成機関の指定	一
農業振興地域の指定の変更(八件)	一
保安林の指定(二件)	二
保安林予定森林にする旨の通知(六件)	三
道路の区域変更(三件)	四
道路の供用開始(四件)	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	六
	七

公告

特定非営利活動法人の認証申請	一〇
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	一〇
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	一〇
大規模小売店舗立地法の規定による意見書の概要	一〇
開発行為に関する工事の完了	一一
土地改良事業計画変更の同意(市町村)	一一
選挙管理委員会告示	一一
政治資金規正法の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告	一二
公安委員会告示	一二
遊技機の型式の検定の告示	一四
公安委員会公告	一四
教習指導員審査(普自一)の実施	一五
教習指導員審査(大型・大特・牽引)の実施	一五
収用委員会公告	一五

土地収用の裁決手続の開始の決定 一六
土地収用法施行令の規定による公示送達 一七

告

示

広島県告示第五百六号
介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の七第一項の規定によって、指定調査員養成研修機関として次の者を指定した。
平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田雄山

- 一 指定調査員養成研修機関の名称及び住所
 - 1 名称 社会福祉法人広島県社会福祉協議会
 - 2 住所 広島市南区比治山本町十二番二号
- 二 指定年月日 平成十八年四月十三日
- 三 指定の有効期間 平成十八年四月十三日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第五百七号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和五十三年広島県告示第九百号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田雄山

呉農業振興地域の範囲を次のとおり変更する。

呉

呉市郷原町のうち、別図で黄色に着色した部分(平成元年広島県告示第四百七十二号で定められた都市計画の市街化区域、平成七年広島県告示第千三百三十三号で定められた都市計画の市街化区域及び平成十六年広島県告示第七百九十一号で定められた都市計画の市街化区域)、紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第一号に基づき定められた国有林の林班番号五二九及び五七二から五七五までの区域)、赤色に着色した部分(平成十五年広島県告示第五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号三二一から五四まで及び四八に囲まれた区域)及び緑色に着色した部分(昭和三十三年建設省告示第四百三十三号で定められた都市計画の都市公園区域)に該当する土地の区域を除いた区域、
 呉市音戸町のうち、別図で青色に着色した部分(昭和四十年広島県告示第六百七十二号及び平成十一年広島県告示第二百十七号で定められた港湾隣接地)、水色に着色した部分(渡子三丁目、大字渡子字本手、串ノ峯、井カダ、流田、下光友、ウツダ、奥ヶ迫、敷田、北高瀬岩、南鯛治郎、北沖、大字音戸字粟尻、前菅原奥、越路、松田瓦ヶ、嶋ヶ田、中野坪、新谷河内、向田中、小砂古、砂古田、桑の木、長尾、天満、東長尾、大幡、長島及び畑一丁目並びにこれらと町の北及び東側の海面に囲まれた土地、三子島、小アジワ島、沖ノ石の土地)に該当する土地の区域を除いた区域、
 呉市倉橋町のうち、別図で赤色に着色した部分(平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号一から五七までの区域)、桃色に着色した部分(昭和二十五年厚生省告示第百四十五号で定められた瀬戸内海国立公園の第一種特別地域及び第二種特別地域のうち横島及び黒島の区域)、青色に着色した部分(平成十六年広島県告示第七百九十号で定められた港湾区域及び昭和四十六年広島県告示第六百七十二号、平成十一年広島県告示第二百十七号、昭和四十六年倉橋町告示第八十二号で定められた港湾隣接地)に該当する土地の区域を除いた区域、
 呉市下蒲刈町のうち、別図で青色に着色した部分(平成十六年広島県告示第七百八十八号で定められた港湾区域、平成八年広島県告示第千二百二号で定められた港湾隣接地)に該当する土地の区域を除いた区域、
 呉市蒲刈町のうち、別図で青色に着色した部分(平成十六年広島県告示第七百八十八号で定められた港湾区域、平成十一年広島県告示第九百八十二号で定められた港湾隣接地)に該当する土地の区域を除いた区域、
 呉市安浦町のうち、別図で黄色に着色した部分(平成元年安浦町告示第八号で定められた都市計画の用途地域)、紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号五二六、五三二から五三三まで、五三四から五四二まで及び五三〇と市界に囲まれた民有林の区域)、桃色に着色した部分(昭和二十五年厚生省告示第百四十五号で定められた瀬戸内海国立公園の第二種特別地域の区域)、水色に着色した部分(県道四六五号安浦川尻線のうち日之浦堤防の南端と接する地点から塩谷堤防の北端に接する地点と海面に囲まれた土地の区域)に該当する土地の区域を除いた区域、
 呉市豊浜町のうち、別図で青色に着色した部分(平成十六年広島県告示第七百八十九号で定められた港湾区域、昭和四十六年広島県告示第九百八十五号で定められた港湾隣接地)に該当する土地の区域を除いた区域(別図略)。

広島県告示第五百八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和五十八年広島県告示第六百十五号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

音戸農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百九号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

倉橋農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百十号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

下蒲刈農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第千五百五号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

蒲刈農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第二百十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように

変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

安浦農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第九百九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

豊浜農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第千五百号(農業振興地域の指定)の一部を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

豊農業振興地域の指定を解除する。

広島県告示第五百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定をする。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

広島市安芸区阿戸町字押谷山二八六の四一、二八六の八一、三〇四、三〇六の一、字押

谷一八五二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字押谷山二八六の四一・二八六の八一・三〇四・三〇六の一・字押谷一八五二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定をする。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

竹原市東野町字東柏野山二二三、二二四、新庄町字蔵山三五二、下野町字西上条五六六の一(次の図に示す部分に限る。)、五六七、五八〇、五八一、字大東山甲八〇七の一、八一〇、八一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東柏野山二二三・二二四・字蔵山三五二・字西上条五六六の一・五六七・五八〇・五八一・字大東山甲八〇七の一・八一〇・八一六(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第五百十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市西城町油木字大田ヶ原一 八の六、一九の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第五百十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市東城町川西字野田内二二九、字陰地一一四、一一四一、一一四五、一一四八

二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第五百十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市西城町中野字兼利一一二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第五百二十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市西城町油木字大田ヶ原二一六の二、一一七の一、字向石原六九八から七二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第五百二十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市比和町比和字実延平三三六の二、字水口奥三三六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原

市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第五百二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市西城町平字迫之谷七九二、七九三の二、七九五、七九六、字段原乙四九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第五百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道

路 線 名 粟根神辺線

道路の区域

区	間	敷地の幅員		延長	備考
		新	旧		
福山市加茂町字粟根字土井一八五番三地先県道加茂油木線交点から	福山市加茂町字粟根字江良谷二七六番一地先まで	三・一〇	三・一〇	三・四一	
		三・一〇	三・一〇	三・四一	
福山市加茂町字粟根字土井二八五番三地先県道加茂油木線交点から	福山市加茂町字粟根字ノ前六五番六地先県道加茂油木線交点から	三・一〇	三・一〇	三・四一	
		三・一〇	三・一〇	三・四一	
福山市加茂町字粟根字江良谷二七六番一地先まで	福山市加茂町字粟根字江良谷二七六番一地先まで	三・一〇	三・一〇	三・四一	
		三・一〇	三・一〇	三・四一	
		ダブルウェイ			

区	間	敷地の幅員		延長	備考
		新	旧		
福山市神辺町字箱田三六三番一地先から	福山市神辺町字箱田三九一番一地先まで	二・二〇	二・二〇	二・五四	
		二・二〇	二・二〇	二・五四	
		一部幅員減少			

広島県告示第五百二十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年五月十一日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
 路線名 御幸松永線
 道路の区域

区	間	敷地の幅員		延長	備考
		新	旧		
福山市山手町六丁目一七九番一地先から	福山市山手町六丁目一九一番一地先まで	一・五〇	一・五〇	一・五四	
		一・五〇	一・五〇	一・五四	
		拡幅			

広島県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
 路線名 大崎上島循環線
 道路の区域

区	間	敷地の幅員		延長	備考
		新	旧		
豊田郡大崎上島町東野字森ヶ迫一八番一地先から	豊田郡大崎上島町東野字森ヶ迫一九番一地先まで	一・五〇	一・五〇	一・七七	
		一・五〇	一・五〇	一・七七	
		拡幅			

広島県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田雄山

路線名	区	間	供用開始の期日
県道粟根神辺線	福山市加茂町字粟根字寺ノ前六五番六地先から	福山市加茂町字粟根字源久一〇二二番一地先まで	平成十八年四月二十七日
	福山市神辺町字箱田三六三番一地先から	福山市神辺町字箱田三九一番一地先まで	平成十八年四月二十七日

広島県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	区間	供用開始の期日
県道御幸松永線	福山市山手町六丁目一七九番一地从先から福山市山手町六丁目一九一番一地从先まで	平成十八年四月二十七日

広島県告示第五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	区間	供用開始の期日
県道大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町東野字森ヶ迫二八番一地从先から豊田郡大崎上島町東野字森ヶ迫二九番一地从先まで	平成十八年四月二十七日

広島県告示第五百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	区間	供用開始の期日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字津浪字附ヶ地五番一地从先から山県郡安芸太田町大字津浪字附ヶ地五番一地从先まで	平成十八年四月二十七日

広島県告示第五百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
相田七丁目四六地区(追加)
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十五年五月十五日広島県告示第六百九十一号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱八号及び六号と同一とする。

郡市	町	村	字	地番	標柱番号
広島市	安佐南区	相田町	東亜ハイツ	一八一番五〇	標柱一号
"	"	"	"	一八一番一	標柱二号
"	"	"	"	一八一番八四	標柱三号
"	"	"	"	一八一番七九	標柱四号
"	"	"	"	一八一番四八	標柱五号
"	"	"	"	一八一番二四三	標柱六号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
八木八丁目B地区(追加)
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号から四号を国道五十四号沿いに結んだ線、標柱四号から五号を平成五年三月二十九日広島県告示第三百五十二号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線の上に存するものとする。

郡市	町	村	字	地番	標柱番号
広島市	安佐南区	八木八丁目		一一一七番一	標柱一号
"	"	"	"	一一二一番一	標柱二号
"	"	"	"	五四三四番一	標柱三号
"	"	"	"	五三八〇番三	標柱四号
"	"	"	"	九一三番地先道路敷	標柱五号

五三八三番一、五三八三番二
及び五三八三番三
九三七番一
九四八番一
一一〇二番地先道路敷
標柱六号
標柱七号
標柱八号
標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
室瀬一六地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成十三年三月三十日広島県告示第三百七十三号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線に存し、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱五号と同一とする。

郡市 町村 地 番
呉市 室瀬町 一三〇番五 標柱一号及び六号
" " " " " 標柱二号
" " " " " 標柱三号
" " " " " 標柱四号
" " " " " 標柱五号
一三二番一 地先道路敷 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

見晴一丁目三地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成九年十月九日広島県告示第千二十六号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。

郡市 町 村 地 番
呉市 見晴一丁目 一一八番 標柱一号
" 警固屋九丁目 四八番 標柱二号
" " " " " 標柱三号
" " " " " 標柱四号
" " " " " 標柱五号
見晴一丁目 一五一番 標柱五号

一五二番 標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

警固屋六丁目八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番
呉市 警固屋六丁目 三八八番 標柱一号
" " " " " 三八六番地先道路敷 標柱二号
" " " " " 三八四番地先道路敷 標柱三号
" " " " " 三八一番 標柱四号
" " " " " 三八〇番一 地先道路敷 標柱五号
" " " " " 三七六番一 標柱六号及び七号
" " " " " 三八九番三 地先道路敷 標柱八号
" " " " " 三八九番二 標柱九号
" " " " " 三八八番地先道路敷 標柱十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上平原町一九地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成六年九月八日広島県告示第八百三十九号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱三号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 地 番
呉市 上平原町 五七番一 地先道路敷 標柱一号
" " " " " 八二番一 標柱二号
" " " " " 五二番四 標柱三号
" " " " " 五〇番地先道路敷 標柱四号
" " " " " 五六番六 地先道路敷 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上畑五地区(追加)
二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和六十三年三月二十八日広島県告示第三百四十五号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱二号と四号を結んだ線の上に存し、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱三号と同一とする。

郡市 町 村 地 番
呉市 上畑町 八九番 標柱一号及び二号
三九五番六地先道路敷 標柱三号及び四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仁方本町一丁目一九地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番
呉市 仁方本町一丁目 九〇三番六 標柱一号
九〇二番四 標柱二号及び三号
九〇二番一 標柱四号、五号及び六号
九二番五 標柱七号
九二番二 標柱八号
九〇三番一 標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
天伝十原一二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番
呉市 天伝十原町 四二二番一 標柱一号
四一九番二 標柱二号及び三号
四一九番一 標柱四号
四二六番一 地先道路敷 標柱五号

四二八番一 標柱六号
四一七番一 標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
内神町七地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十六年五月一日広島県告示第四百四十三号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線の上に存し、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線の上に存するものとする。

郡市 町 村 地 番
呉市 内神町 四一九番四 標柱一号
四一六番 標柱二号及び三号
四一六番一 地先道路敷 標柱四号
四一九番六地先道路敷 標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
柳迫地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 大字 地 番
呉市 川尻町 森四丁目 五七一番一 標柱一号
柳迫 五二二三番三〇 標柱二号
五二二三番二七 標柱三号
五二二三番二〇 標柱四号及び五号
森四丁目 五七〇番四 標柱六号
五二二三番三九 標柱七号
五二二三番四〇 標柱八号
五二二三番二二 標柱九号
五二二三番四三 標柱十号及び十一号
五二二三番四二 標柱十二号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
信友住宅西二地区(追加)
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十一年四月十三日広島県告示第三百二十四号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上に存し、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱四号と同一とする。

郡市	町	村	地番	番
三原市	西宮二丁目		三六五番六	標柱一号
	大畑町		三六五番一	標柱二号及び三号
			三六三番一	標柱四号
			七六二番	標柱五号
			七七〇番	標柱六号
			七八〇番一	標柱七号

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人安芸高田市民オンブズマン会議	野村 忠之	広島県安芸高田市吉田町吉田二五〇五番地四	この法人は、安芸高田市内の地域住民を対象に、市民主権の理念に基づき、市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告することにも、制度の改善を求めるとともに、意見を表明することにより、市民の権利利益の保護を図り、もって開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の確保に寄与することを目的とする。	平成一八年四月一七日

特定非営利活動法人福山もみじ会	門田 清伯	広島県福山市神辺町大字八尋五六四番地の一	この法人は、高齢者、障害者(児)が、住み慣れた地域の中で日常生活を続けていけるよう、生活支援や社会参加への援助を行う事業を通して、地域で共に支え合う人間関係を広げ、安心して暮らせる地域づくりと地域福祉の充実と向上に寄与することを目的とする。	平成一八年四月一七日
-----------------	-------	----------------------	--	------------

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ペンチャイカまがり	兼田 定夫	広島県呉市蒲刈町向字西脇九八五番地一	本会は、蒲刈町の地域特性を活かして地域づくりや経済活性化、雇用機会の拡充、人材の育成、環境保全・活用等に貢献することを目的とする。	・事業の変更	平成一八年四月一四日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン吉田
所在地 安芸高田市吉田町吉田五九四番地一外
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 名称 吉田商業開発株式会社 代表取締役社長 岡 宏州
住所 安芸高田市吉田町吉田五九四 一
(変更後) 名称 吉田商業開発株式会社 代表取締役 三好 文夫
住所 安芸高田市吉田町吉田五九四 一

三 変更の日
平成十七年七月三十日

四 変更する理由

大規模小売店舗設置者の代表取締役変更のため

五 届出年月日

平成十八年四月十三日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

安芸高田市産業振興部商工観光課(安芸高田市吉田町吉田七九一)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

本日から平成十八年八月二十八日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月二十八日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定によって、意見書が提出された。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 伊勢丘ショッピングモール

所在地 福山市伊勢丘三丁目一番一外

二 提出された意見の概要

(一) ハローズ(伊勢丘ショッピングモールA棟)裏の搬入経路、荷捌き施設に隣接する住宅への騒音防止を図るため、消音壁を設置すること。

(二) ハローズ(伊勢丘ショッピングモールA棟)裏の住宅地は子育て世代が多く、住居の二階と同等の高さに設置された荷捌き施設を夜間十時まで使用することは、子供の睡眠及び学習に支障をきたす。したがって、荷捌き施設(3A・3C・3D)の使用時間を、

午前八時から午後八時とすること。使用禁止時間内は、光害対策のための照明の消灯及び防犯対策のためのシャッター施設を徹底すること。

(三) 「搬入トラックの後進ブザー音の対策を閉店後において周辺住民から苦情が発生した場合停止する」と記述してあるが、今現在において同施設工事車両の後進ブザー音が同施設西側地点(等価騒音レベル予測地点E及びD地点)周辺住民の生活環境に支障をきたしている状態である。したがって、閉店直後より全搬入車両の後進ブザー音の停止を徹底すること。

(四) ハローズ(伊勢丘ショッピングモールA棟)裏の住宅地は、景観に配慮され建てられた街並みである。今現在計画されている街並み作りへの配慮では、店舗前面のみの植樹であり裏側は緑地帯のみで景観に十分配慮されているとは思えない。したがって、現在の景観を損なわないよう設置する消音壁に沿って常緑樹(しらかし等)を一メートルおきに植樹すること。

(五) ゴミのポイ捨てにより景観レベルが低下し、治安が悪化することは住民にとって大変望ましくない。したがって、月に一度周辺道路、緑地帯の清掃実施日を店内掲示板等で住民に公表し清掃活動を徹底すること。

(六) 南側施設出入口(5A)を右折禁止にすることにより、現在交通量の少ない市道伊勢丘二号線が混雑することが予想される。このため、周辺住居への出入りが妨げられる。したがって、南側施設出入口の右折禁止を解除し交通整理員による誘導を実施すること。

(七) 消音壁の設置方法と範囲を詳しく説明すること。また、消音壁設置後の住居敷地境界E(西)においての騒音レベル最大予測値を提出すること。

(八) ハローズ看板及び室外機の設置位置を詳しく説明すること。

(九) 閉店後も光害・騒音・交通渋滞等周辺住民より苦情が生じた場合、住民の立場にたち全力で解決することを約束すること。

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年四月二十七日から平成十八年五月二十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年四月二十七日

広島県知事 藤田雄山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

世羅郡世羅町大字黒淵字権現山四一番三五、四一番三七、四一番三八、四一番三九の一部、四一六番二〇、四一六番二一から四一六番二四、四一六番二五の一部、四一六番二六の一部、四一六番二七、五一八番一の一部、五一八番二四の一部、五一八番二六、五一八番三五の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

世羅郡世羅町大字西上原一三番地一
世羅町長 山口寛昭

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十八年四月十九日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができ、

平成十八年四月二十七日

広島県尾三地域事務所長 大下和男

事業主体 地区名 事業名
尾道市 市原 区画整理事業
尾道市 山方 区画整理事業

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成十八年四月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

平成十五年広島県選挙管理委員会告示第六十三号別冊(政治団体の収支報告書の要旨(平成十四年分)中、平成十五年三月二十六日提出の「自由民主党広島県藤友支部」の平成十四年分収支報告書要旨)について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
自由民主党 広島県藤友支部	収入・支出の総額 収入総額 56,356,751円 (本年の収入額) 15,990,983円 支出総額 23,530,512円	収入・支出の総額 収入総額 67,621,981円 (本年の収入額) 27,256,213円 支出総額 34,795,742円	平成十八年 三月二〇日
収入の内訳	15,990,983円 寄附	27,256,213円 寄附	
支出の内訳	15,340,000円 寄附(政党連名寄附を除く) 15,340,000円 法人その他の団体からの寄附 15,240,000円	26,605,230円 寄附(政党連名寄附を除く) 26,605,230円 法人その他の団体からの寄附 26,505,230円	
寄附の内訳	15,340,000円 法人その他の団体からの寄附 15,240,000円	26,605,230円 法人その他の団体からの寄附 26,505,230円	
その他の寄附	1,450,000円	7,499,475円	
支出の内訳	23,530,512円 経常経費 14,795,733円	34,795,742円 経常経費 20,011,488円	

人件費 政治活動費 8,734,779円	人件費 政治活動費 14,784,254円 その他の経費 6,049,475円 (関係資料を調査した結果、「その 他の経費」の内訳については使途 不明である旨、報告があった。)	
----------------------------	---	--

二 平成十六年広島県選挙区藤田雄山知事選挙区支部(政治団体の収支報告書の献金
(平成十五年分)中、平成十六年五月十日票中の「西田忠生党広島県選挙区支部」及び平成
十六年一月二十九日票中の「藤田雄山後援会」の平成十五年分収支報告書献金として、下
次表のとおりである。

政治団体の 名称	収 入	支 出	後 継	届出 年月日
西田忠生党 広島県選挙 区支部	収入・支出の総額 収入総額 43,976,295円 (本年の収入額) 11,150,056円 支出総額 39,934,491円	収入・支出の総額 収入総額 52,679,991円 (本年の収入額) 19,853,752円 支出総額 48,638,187円	収入・支出の総額 収入総額 19,853,752円 支出総額 19,853,696円 寄附 19,853,696円 寄附 (政党匿名寄附を除く) 11,150,000円 法人その他の団体からの寄附 11,150,000円 収入の内訳 11,150,056円 寄附 11,150,000円 寄附 (政党匿名寄附を除く) 11,150,000円 法人その他の団体からの寄附 11,150,000円 収入の内訳 19,853,696円 寄附の内訳 19,853,696円 法人その他の団体からの寄附 19,853,696円	平成18年 三月三〇日

藤田雄山後 援会	収入・支出の総額 収入総額 50,059,587円 (本年の収入額) 50,055,007円 支出総額 18,482,637円	収入・支出の総額 収入総額 86,093,957円 (本年の収入額) 86,089,377円 支出総額 54,517,007円	届出 年月日
その他の寄附 1,350,000円 支出の内訳 経常経費 39,934,491円 人件費 14,426,974円 政治活動費 10,451,050円 25,507,517円	機川千代カントリー 高田郡八千代町 1,269,900円 大橋エフアスエム 福岡県福岡市中央区 3,585,056円 その他の寄附 5,198,740円	平成18年 三月三〇日	
特定/パーテナーの概要 50,005,000円 50,005,000円	特定/パーテナーの概要 86,039,370円 86,039,370円		

藤田雄山知事を激励する会 広島市中区 50,005,000円	藤田雄山知事を激励する会 広島市中区 86,039,370円	
支出の内訳 政治活動費 18,482,637円 15,685,155円	支出の内訳 政治活動費 54,517,007円 51,719,525円 その他の経費 36,034,370円 (関係資料を調査した結果、「その他の経費」の内訳については使途不明である旨、報告があった。)	

三 平成十七年広島県選挙区選出議員佐藤雄三氏(広島県選出議員)の選挙区選出議員の歳入(平成十六年分)中、平成十七年三月二十五日現在「佐藤雄三氏選挙区選出議員」の平成十六年分収支報告書歳入について、次表のとおりである。

選挙区別の 氏名	区 画 種 別	収入・支出の総額 収入総額	収入・支出の総額 収入総額	広島県選挙 区別 氏名
佐藤雄三氏	収入・支出の総額 収入総額	14,563,290円	17,513,290円	広島二区 佐藤雄三氏
	(本年の収入額)	10,521,486円	13,471,486円	
	支出総額	14,544,773円	17,494,773円	
	収入の内訳	10,521,486円	13,471,486円	
	寄附	9,370,000円	12,320,000円	
	寄附 (政党匿名寄附を除く)	9,370,000円	12,320,000円	
	法人その他の団体からの寄附	9,370,000円	12,320,000円	
	収入の内訳	9,370,000円	12,320,000円	
	法人その他の団体からの寄附	9,370,000円	12,320,000円	

その他の寄附 1,500,000円	三和木工機 廿日市市 100,000円
支出の内訳 政治活動費 14,544,773円 6,698,913円	支出の内訳 政治活動費 17,494,773円 9,648,913円 その他の経費 2,950,000円 (関係資料を調査した結果、「その他の経費」の内訳については使途不明である旨、報告があった。)

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第32号
次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成18年4月27日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

検定 番号	検定の有効 期間	遊技機の 種類	型式名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P0022	告示の日 (平成18年 4月27日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CR・マ ハラジャ PJ	株式会社平和 石橋 保彦 代表取締役 (群馬県桐生市広沢町二 丁目3014番地の8)	左 同
SP1296	同 上	同 上	CR・マ ハラジャ TJ	同 上	左 同

SP1269	同上	同上	CR・ジャ ハラシヤ TS	同上	左同
6P0143	同上	同上	CRばち んごチエ スタッフ1 STF1	京楽産業株式会社 代表取締役 榎本 宏 (愛知県名古屋市中区錦 三丁目24番4号)	左同
6P0135	同上	同上	CRライ バー電 車でGO! 2DX- T	株式会社 三共 青島 秀行 代表取締役 生市 境野町六 丁目460番地	左同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第36号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施
 するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規
 則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年4月27日

広島県公安委員会
 委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
 教習指導員審査（普自二）
- 2 審査の期日
 平成18年5月29日
- 3 審査の場所
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
 広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
 道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
 規則第12条に規定する方法により実施

6 審査の申請手続等

- (1) 申請に必要な書類
 - ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの） 1通
 - イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
 - カ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し 1通
- (2) 申請書等の提出先
 広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
 平成18年5月22日

広島県公安委員会公告第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施
 するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規
 則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年4月27日

広島県公安委員会
 委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
 教習指導員審査（大型・大特・牽引）
- 2 審査の期日
 平成18年5月30日
- 3 審査の場所
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
 広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
 道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
 規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類
 ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの） 1通

- イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通
 - ロ 自動車運転免許証の写し 1通
 - ハ 履歴書 1通
 - ニ 運転記録証明書 1通
 - ホ 教習指導員資格者証等を有している者の写し 1通
- (2) 申請書の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書の提出期限
平成18年5月23日

収用委員会公告

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十八年四月二十七日

広島県収用委員会

- 一 起業者
広島高速道路公社
- 二 事業の種類
広島圏都市計画道路事業一・四・〇〇三号府中仁保道路、三・三・三一五号駅前大州線及び三・三・〇一四号大州橋青崎線
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積等

所在地	地番	地目		公簿	面積(m ²)	実積(m ²)	裁決手続を開始する土地の面積(m ²)	裁決手続を開始する土地の区域
		公簿	現況					
広島市南区仁保四丁目九六二番一	不明ただし九六二番一又は九六三番一	宅地	宅地	一三三・三四	〇・五一	一三四・九五	四三・八〇	別添図面で図示する(図面省略)

四 土地所有者の氏名及び住所

1 地番不明ただし九六二番一又は九六三番一の土地について

(一) 地番が九六二番一の場合

池田治右衛門 相続人

池田紀久子 広島市南区仁保四丁目一九番二号

藤井八ツエ 広島市南区翠一丁目四番四六号

濱崎秀三 広島市南区向洋大原町四番一八号

濱崎隆夫 広島市南区向洋大原町三九番二二 四号

池田千エ子 広島市安佐北区可部七丁目二番一三三号

田中美和子 広島市西区己斐大迫三丁目二〇番一一号

保田保丘衛 住所不明

大本増五郎 住所不明

波田理右工門 住所不明

森本万吉 住所不明

大浜米造 住所不明

中川半左工門 住所不明

奥村忠次郎 住所不明

金井半右衛門 住所不明

(二) 地番が九六三番一の場合

吉田信子 広島市南区仁保南二丁目二四番八号

2 地番不明ただし九四〇番又は九四一番一の土地について

(一) 地番が九四〇番の場合

池田治右衛門 相続人

池田紀久子 広島市南区仁保四丁目一九番二号

藤井八ツエ 広島市南区翠一丁目四番四六号

濱崎秀三 広島市南区向洋大原町四番一八号

濱崎隆夫 広島市南区向洋大原町三九番二二 四号

池田千エ子 広島市安佐北区可部七丁目二番一三三号

田中美和子 広島市西区己斐大迫三丁目二〇番一一号

不明ただし九四〇番一又は九四一番一	宅地	宅地	一三三・三二	八・八五
九四二番一	宅地	宅地	八・〇五	一三三・三二

土地登記簿表題部名義人のうち 外八人
 地番が九四一番一の場合

株式会社マルジョウ 広島市中区千田町一丁目二番二一〇号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

1 地番不明ただし九六二番一又は九六三番一の土地の一部(二三四・九五平方メートル)及び地番不明ただし九四〇番又は九四一番一の土地の一部(八・八五平方メートル)について

(借地権者) 二宮敏郎 広島市南区仁保四丁目四番二一〇号

2 1以外の土地について

なし

六 土地収用裁決の手續開始を決定した日

平成十八年四月十八日

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年四月二十七日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

保田保丘衛 住所不明

大本増五郎 住所不明

波田理右工門 住所不明

森本万吉 住所不明

大浜米造 住所不明

中川半左工門 住所不明

奥村忠次郎 住所不明

金井半右衛門 住所不明

二 送達すべき書類の名称

広島圏都市計画道路事業一・四・〇〇三号府中仁保道路、三・三・三一五号駅前大州線及び三・三・〇一四号大州橋青崎線に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知書

三 土地等の表示

所在地		地番		地目		面積	
広島市南区 仁保四丁目	不明 ただし 九六二番一 又は 九六三番一	宅地	宅地	宅地	宅地	二三・三四 〇・五一	一三四・九五 四三・八〇
	不明 ただし 九四〇番 又は 九四一番一	宅地	宅地			一三・二二 八・〇五	一三・二二 八・八五

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年五月十一日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。



広島県報

定期第32号

付 録

発行者 広 島 県
 発行所 広島県総務部
 総務管理局文書法制室
 購読料 月額 2,700円

平成十八年

三月分目録

定期 (第十六号から
 第二十四号まで)
 号外 (第三十一号から
 第六十号まで)

一	広島県公立大学法人評価委員会条例	三
二	広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	四
三	児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例	五
四	広島県歡樂的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例	五
五	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	七
六	障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	七
七	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	三
八	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	三
九	広島県職員定数条例等の一部を改正する条例	三
一〇	広島県設置条例の一部を改正する条例	三
一一	広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例	三
一二	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	三
一三	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	四
一四	広島県手数料条例等の一部を改正する条例	四
一五	広島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	四
一六	広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	四
一七	自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	五
一八	広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例	五
一九	広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	五
二〇	修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	五
二一	広島県動物愛護管理条例の一部を改正する条例	五
二二	広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	五
二三	広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	五
二四	広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	五
二五	広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例	五

二六	〇 条 例	三
二七	〇 規 則	三
二八	〇 訓 令	三
二九	〇 規 則	三
三〇	〇 規 則	三
三一	〇 規 則	三
三二	〇 規 則	三
三三	〇 規 則	三
三四	〇 規 則	三
三五	〇 規 則	三
三六	〇 規 則	三
三七	〇 規 則	三
三八	〇 規 則	三
三九	〇 規 則	三
四〇	〇 規 則	三
四一	〇 規 則	三
四二	〇 規 則	三
四三	〇 規 則	三
四四	〇 規 則	三
四五	〇 規 則	三
四六	〇 規 則	三
四七	〇 規 則	三
四八	〇 規 則	三
四九	〇 規 則	三
五〇	〇 規 則	三
五一	〇 規 則	三
五二	〇 規 則	三
五三	〇 規 則	三
五四	〇 規 則	三
五五	〇 規 則	三
五六	〇 規 則	三
五七	〇 規 則	三
五八	〇 規 則	三
五九	〇 規 則	三
六〇	〇 規 則	三
六一	〇 規 則	三
六二	〇 規 則	三
六三	〇 規 則	三
六四	〇 規 則	三
六五	〇 規 則	三
六六	〇 規 則	三
六七	〇 規 則	三
六八	〇 規 則	三
六九	〇 規 則	三
七〇	〇 規 則	三
七一	〇 規 則	三
七二	〇 規 則	三
七三	〇 規 則	三
七四	〇 規 則	三
七五	〇 規 則	三
七六	〇 規 則	三
七七	〇 規 則	三
七八	〇 規 則	三
七九	〇 規 則	三
八〇	〇 規 則	三
八一	〇 規 則	三
八二	〇 規 則	三
八三	〇 規 則	三
八四	〇 規 則	三
八五	〇 規 則	三
八六	〇 規 則	三
八七	〇 規 則	三
八八	〇 規 則	三
八九	〇 規 則	三
九〇	〇 規 則	三
九一	〇 規 則	三
九二	〇 規 則	三
九三	〇 規 則	三
九四	〇 規 則	三
九五	〇 規 則	三
九六	〇 規 則	三
九七	〇 規 則	三
九八	〇 規 則	三
九九	〇 規 則	三
一〇〇	〇 規 則	三

○ 告 示

三〇五	福山市の人口	一
三〇六	公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	二
三〇七	昭和五十年広島県告示第五百二十七号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示	二
三〇八	昭和五十一年広島県告示第三百二十三号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示	二
三〇九	昭和五十四年広島県告示第二百五十六号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示	二
三〇	昭和四十八年広島県告示第七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を改正する告示	二
三一一	漁業の免許の内容たるべき事項などの定め	二
三一二	保安林予定森林にする旨の通知	三
三一二	"	三
三一二	"	三
三二四	保安林予定森林	四
三二五	保安林予定森林	四
三二六	車両制限令の規定による通行する車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定	五
三二七	車両制限令の規定による通行する車両の高さの最高限度を四・一米トールとする道路の指定	五
三二八	道路の区域変更	六
三二九	"	六
三三〇	"	六
三三一	"	七
三三二	"	七
三三三	"	七
三三四	道路の供用開始	八
三三五	"	八
三三六	"	八
三三七	"	八
三三八	昭和三十九年広島県告示第六百十四号(広島県屋外広告物条例による地域(場所、物件の指定)の一部を改正する告示)	九
三三九	都市計画の変更	九
三四〇	都市計画の変更	九
三四一	都市計画事業の事業計画の変更の認可	九
三四二	"	九
三四三	平成十六年広島県告示第十三百七十八号(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を改正する告示	六
三四四	生活保護法の規定による施術者の指定	三
三四五	生活保護法施行規則の規定による指定施術者の廃止	四

31

三三三	保安林予定森林にする旨の通知	二
三三三	"	二
三三三	"	二
三三九	平成十六年広島県告示第二百五十九号(経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等)の一部を改正する告示	二
三四〇	道路の区域変更	二
三四一	道路の区域変更	二
三四二	都市計画の変更	二
三四三	住宅地区改良法の規定による事業計画の変更	二
三四四	保安林予定森林	九
三四五	指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知	二
三四六	"	二
三四七	"	二
三四八	"	二
三四九	解除予定保安林にする旨の通知	三
三五十	道路の区域変更	三
三五一	"	三
三五二	"	三
三五三	"	三
三五四	"	三
三五五	"	三
三五六	"	三
三五七	道路の供用開始	五
三五八	"	五
三五九	"	五
三六〇	"	五
三六一	"	五
三六二	土砂災害警戒区域等の指定	六
三六三	"	六
三六四	建築基準法の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可	七
三六五	港湾法の規定による臨港地区の指定等	一〇
三六六	国土調査の成果の認証(市町村)	三
三六七	"	三
三六八	"	三
三六九	"	三
三七〇	生活保護法の規定による施術者の指定	三
三七一	解除予定保安林にする旨の通知	三
三七二	"	三

36

